

## 新潟県条例第57号

### 新潟県空港条例の一部を改正する条例

新潟県空港条例（昭和39年新潟県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（重量制限）</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定により空港を使用する者（以下「使用者」という。）は、航空機の最大離陸重量の換算単車輪荷重が6.5トン以上となる場合は、空港を使用してはならない。<u>ただし、知事の許可を受けた場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 （略）</p> <p><b>3</b> <u>知事は、第1項ただし書の規定により許可する場合には、空港施設の状況、使用頻度等を考慮し、空港施設が当該航空機の安全な離着陸に耐え得るかどうかを確認しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（着陸料等の徴収）</p> <p><b>第18条</b> 使用者からは、別表に定めるところにより算出される金額に<u>1.08</u>を乗じて得た額の着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が6時間未満である場合は、徴収しない。</p> <p>2 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（重量制限）</p> <p><b>第4条</b> 前条の規定により空港を使用する者（以下「使用者」という。）は、航空機の最大離陸重量の換算単車輪荷重が6.5トン以上となる場合は、空港を使用してはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p style="text-align: center;">（着陸料等の徴収）</p> <p><b>第18条</b> 使用者からは、別表に定めるところにより算出される金額に<u>1.05</u>を乗じて得た額の着陸料及び停留料（以下「着陸料等」という。）を徴収する。ただし、停留料は、航空機の空港における停留時間が6時間未満である場合は、徴収しない。</p> <p>2 （略）</p>

### 附 則

（施行期日）

- この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 改正後の第18条第1項の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る着陸料及び停留料について適用し、同日前における使用に係る着陸料及び停留料については、なお従前の例による。